

大崎町危険家屋解体補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民生活の安全・安心と良好な生活環境を確保し、もって、土地の有効活用を通じ、持続可能で魅力ある、活力あるまちづくりを図るため、大崎町内の常時無人な状態にあり、適正に管理されていないことにより、倒壊のおそれのある危険な家屋の解体に係る危険家屋解体補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、危険家屋とは次の各号に掲げる要件を全て満たしたものとす。

- (1) 町内に所在する、居住がなされていないことが常態の木造建築物(住宅等に附属する倉庫及び自動車用車庫等を含む。)であること。
- (2) 別表の住宅の不良度の測定基準表の評点の合計が、100点以上の家屋であり、周囲に及ぼす影響の項目①から③のいずれも該当する家屋であること。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第3項の規定により措置をとることを命じられている特定空家等でないこと。

2 この要綱において、補助対象者とは、危険家屋を解体しようとする大崎町の町税等(以下「町税等」という。)を滞納していない個人(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。)で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 危険家屋の所有者(第8条に規定する申請等の手続(以下「申請等の手続」という。)の一切を、相続人を代表して行う相続人を含む。)又は納税義務者。ただし、共有している場合はいずれか一人とする。
- (2) 危険家屋の所有者又は相続人がやむを得ない事情により自ら補助金の交付申請等を行うことが困難であると町長が認めた者。ただし、危険家屋の所有者又は相続人が自ら申請等を行うことが困難である理由を記載した理由書等の書面を提出した者とする。
- (3) 危険家屋の存する敷地の所有者(申請等の手続の一切を、相続人を代表して行う相続人を含む。)であって、当該危険家屋の所有者(相続人を含む。)から当該危険家屋の解体について承諾を受けた者。

3 前2項に掲げるもののほか、この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 敷地 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に定める敷地をいう。
- (2) 解体業者 建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可を受けている者又は解体工事業の登録をしている者で町内に本店を有するものをいう。

(交付の対象)

第3条 補助金は、町長が公益上必要があると認める次条に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)を行う補助対象者に対して、その実施に必要な経費(以下「補助対象経費」という。)の一部について交付する。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が解体業者に依頼して行う危険家屋の解体工事で、次に掲げる工事を除いたものとする。

(1) 家屋の一部又は倉庫及び自動車用車庫等のみを解体する工事

(2) 他の制度等に基づく補助金等の交付の対象となる工事

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象者が解体業者に支払った補助対象事業に係る費用とする。ただし、補助対象事業には家財道具その他の造作の撤去、運搬及び処分に要する費用は含まないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前審査)

第7条 補助金を受けようとする者は、大崎町危険家屋解体補助金事前審査申請書(別記第1号様式)を提出し、事前審査を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により提出された事前審査申請書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該審査結果を大崎町危険家屋解体補助事業承認(不承認)書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 前条の事前審査の結果、事業の承認を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、大崎町危険家屋解体補助金交付申請書(別記第3号様式)に、次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書(別記第4号様式)

(2) 危険家屋の位置図(付近見取図)

(3) 危険家屋の間取りが分かる平面図

(4) 危険家屋の外観写真(複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含むものであること。)

(5) 危険家屋が記載された固定資産(土地・家屋)課税台帳兼名寄台帳又は全部事項証明書の写し(これらの書類がない場合は、これに代わるものとして町長が認めた書類)

(6) 解体業者の見積書(内訳の記載されたものに限る。)

(7) 前号の解体業者の建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可書又は

解体工事業の届出書の写し

(8) 過去3年度分の町税等の滞納がないことを示す証明書

(9) 他の所有者等から異議があった場合に責任をもって解決する旨を記載した誓約書(別記第5号様式)

(10) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

2 補助対象者は、同一会計年度内において、複数の危険家屋を補助対象事業とした補助金の交付の決定を受けることができないものとする。

(交付の条件)

第10条 町長は、補助金の交付の決定を行う場合において、以下に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助対象事業完了後の敷地を大崎町空き家等情報登録制度実施要綱(平成24年大崎町告示第18号)第2条第3号に規定する空き家等バンクに登録すること。

(2) 補助対象事業完了後の敷地を適正に管理すること。

(決定の通知)

第11条 町長は、第9条の規定により補助金の交付を決定したときは、大崎町危険家屋解体補助金交付決定通知書(別記第6号様式)により、申請した補助対象者に通知する。

2 町長は、第9条の審査により、補助金の交付が適当でないことを認めるときは、補助金を交付しない旨を補助金の交付申請者に大崎町危険家屋解体補助金不交付決定通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(事業の実施)

第12条 前条の補助金の交付決定通知を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、適切に補助対象事業を実施しなければならない。

2 補助事業者が前条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手した場合は、当該補助事業者に対しては補助金を交付しない。

(申請の取下げ)

第13条 補助事業者は、第11条の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、大崎町危険家屋解体補助金取下げ申出書(別記第8号様式)により当該補助対象事業の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第14条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る大崎町危険家屋解体補助金変更承認申請

書(別記第9号様式)を町長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、町長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の申請においては、第8条の規定を準用する。この場合において、添付する書類は、当該変更に係る書類に限る。
- 3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を町長に提出して、その指示を受けなければならない。
- 4 町長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 5 町長は、前項の場合において、大崎町危険家屋解体補助金変更等決定通知書(別記第10号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えた大崎町危険家屋解体補助事業完了届(別記第11号様式)を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別記第12号様式)
- (2) 解体工事の工事請負契約書の写し又は請書の写し
- (3) 補助対象事業に係る解体業者の請負代金請求書の写し及び領収書の写し(事業着手後に金額の変更があった場合には、内訳を添付すること。)
- (4) 補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し
- (5) 補助対象事業の完了を確認できる写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16条 町長は、前条の事業完了届の提出を受けた場合において、その内容を審査し、及び現地調査を行った結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、大崎町危険家屋解体補助金交付確定通知書(別記第13号様式)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 町長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

- 2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第18条 第16条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けよう

とするときは、大崎町危険家屋解体補助金請求書(別記第 14 号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 19 条 町長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、請求日から 30 日以内に補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第 20 条 補助事業者は、補助対象事業の施工及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 21 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は町長の指示に従わなかったとき。

(4) その他町長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前 2 項の規定は、第 16 条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 第 1 項の規定による取消しの通知は大崎町危険家屋解体補助金交付取消通知書(別記第 15 号様式)により、第 2 項の規定による返還の命令は大崎町危険家屋解体補助金返還命令書(別記第 16 号様式)により行うものとする。

(報告、検査及び指示)

第 22 条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施工に関し必要な指示をし、又は第 20 条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、補助事業年度は、3 か年度とする。